

(1) 山形県空手道連盟事務局規程

(総則)

第1条 山形県空手道連盟の事務局組織については、この規程の定めるところによる。

(事務総長、事務局長、事務局次長)

第2条 事務局に事務総長、事務局長、事務局次長を置く。

2 事務総長は、理事長を補佐し、業務を統括するとともに、山形県空連及び事業本部各委員会の収支内容を検証し、歳入案及び歳出案を執行理事会及び理事総会に年度内に提出する。

3 事務局長は、事務局を統括し、日常の業務に関して事務局員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 事務局長及び事務局次長は、原則として事務局員から選出する

(事務局員)

第3条 各地区連盟から選出された事務局担当理事及び理事長が必要とする者で事務局員を構成する。

2. 事務局員で事務局の業務分担を行う。

(事務分掌)

第4条 事務局においては、次の事務をつかさどる。

- (1)機密及び秘書に関すること
- (2)公印の管理に関すること
- (3)理事総会に関すること
- (4)定款及び諸規程並びに登記等に関すること
- (5)文書の收受、発送及び保管に関すること
- (6)財産の管理に関すること
- (7)予算及び決算に関すること
- (8)収入及び支出並びに物品の出納保管に関すること
- (9)通報・相談窓口の事務に関すること
- (10)連絡調整に関すること
- (11)広報及び情報公開に関すること
- (12) 会員及び地方組織に関すること
- (13)指導員等の派遣に関すること

(14) (公財) 全日本空手道連盟・(公財) 日本スポーツ協会及び(公財) 山形県スポーツ協会との連絡調整に関すること

(文書の発送)

第5条 事務局は地区連盟事務局等に対して、原則としてメールで連絡を行う。必要であれば、同時に山形県空連ホームページに掲載を行う。

(理事総会への報告)

第6条 収支決算次年度の計画については当年12月度に、各委員会から理事総会に対

し領収書を添付し報告された内容をもとに、山形県空連の収支決算次年度の計画を作成し理事総会に報告する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事総会の議決を経て行う。

付則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。